

指名及び入札状況閲覧簿（決定）

案件番号	0000002072	業務区分	建設工事
業種	建築一式	詳細業種	
工事番号及び工事名	社福第14号 総合福祉会館耐震及び改修工事		
工事場所	福知山市 内記二丁目 地内		
工事期間	自 本契約の締結日 ~ 至 平成32年 2月28日		
入札方法	公募型指名競争入札（JV方式）	契約方法	総価契約
入札・見積日	平成30年 8月10日 14時0分 電子入札	落札方法	価格競争
概要	<p>工事内容 総合福祉会館耐震及び改修工事に伴う建築工事一式（機械設備、電気設備とも） 外壁塗装、トイレ改修、エアコン改修、エレベーター改修、耐震改修工事ほか</p> <p>予定価格：393,300千円（税抜） 最低制限価格：351,369千円（税抜）</p>		

項番	企業名又は委任先名	1回目 入札価格(円) (評価値)	2回目 入札価格(円) (評価値)	3回目 入札価格(円) (評価値)	4回目 入札価格(円) (評価値)	5回目 入札価格(円) (評価値)	備考
1	河守・北陵共同企業体	351,407,000					-
2	高見・井上共同企業体	373,895,000					-
3	西田・堀共同企業体	361,800,000					-
4	前田・福多共同企業体	351,378,000					落札
5							
6							
7							
8							
9							
10							

本工事は、議会の議決を必要とする契約であり、福知山市議会の議決を得た時に本契約としての効力を生じます。

社福第14号 総合福祉会館耐震及び改修工事

契約の相手	名 称	前田・福多共同企業体 代表者 前田工業株式会社		
	住 所	福知山市字岩井小字大津江 8 5 番地の 2 0		
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	379,488,240 円	最高予定価格 (税込み)	424,764,000 円	
		最低制限価格 (税込み)	379,478,520 円	
(条件付一般競争 入札の場合)	当該資格 (入札参加 条件)	別紙のとおり		
	参加させな かった者、 その理由	なし		
(指名競争入札の場合) 指名者の指名理由				
(随意契約の場合) 相手方の選定理由				
第 1 回変更契約	変更額		変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			
第 2 回変更契約	変更額		変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			
第 3 回変更契約	変更額		変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			
第 4 回変更契約	変更額		変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			

福知山市公告第40号

公募型指名競争入札工事の実施について

総合福祉会館耐震及び改修工事に係る工事請負契約について、次のとおり共同企業体方式による公募型指名競争入札の実施を公告する。

なお、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件である。

平成30年7月6日

福知山市長 大橋 一夫

1 公募型指名競争入札に付する事項

- (1) 工事名 総合福祉会館耐震及び改修工事
- (2) 工事場所 福知山市 内記二丁目 地内
- (3) 工事概要 総合福祉会館耐震及び改修に伴う建築一式（機械設備、電気設備とも）
外壁塗装、トイレ改修、エアコン改修、エレベーター改修、耐震改修工事ほか
- (4) 工事区分 建築一式工事及び電気工事
- (5) 工期 この公告に係る契約についての福知山市議会の議決を得た日から平成32年2月28日まで

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす共同企業体で入札参加申請に基づき、本市が資格認定したものとする。申請に当たっては、建設工事における共同企業体運用基準（平成7年福知山市告示第21号）第4条第2項に定める特定建設工事共同企業体（乙型）を結成しなければならない。

(1) 共同企業体の結成方法に係る要件

共同企業体は、平成30年度福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「建築一式」のA1等級に登録された福知山市内に本社又は本店を有する者と「電気」のA等級に登録された福知山市内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有する者との2者の構成員の組合せとし、次の要件に該当するとともに本市指定の協定書により協定を締結していること。ただし、この入札において、各構成員は、同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。

ア 代表構成員

- (ア) 建築工事及び機械設備工事を担当する者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を当該工事の工事区分について受けている者であること。

(ウ) 入札参加申請時に「建築一式工事」の国家資格を有する専任の監理技術者（監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に配置できること。

イ 構成員

(ア) 電気設備工事を担当する者であること。

(イ) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を当該工事の工事区分について受けている者であること。

(ウ) 入札参加申請時に「電気工事」の国家資格を有する専任の監理技術者（監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に配置できること。

(2) 共同企業体の構成員他の要件

ア 入札参加申請時に、当該工事に配置を予定する現場代理人及び専任の監理技術者を建設業法第26条の規定により、適正に確保できる者であること。

イ 出資比率：共同企業体の出資比率は、定めない。ただし、代表構成員は、他の構成員より出資比率が大きいこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 当該工事の入札参加申請時に、福知山市指名競争入札参加資格者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 指名について

ア 本工事の指名については、審査後、要件を満たす共同企業体に通知する。

イ 対象者の名簿一覧

指名競争入札参加資格者名簿一覧については、本市ホームページの入札・契約情報ポータルサイトに掲載されており、閲覧できる。

ウ 資格認定の有効期間等

この有効期間は、認定の日から当該工事の履行後3か月を経過する日（落札者以外の者については、本工事に係る契約が締結される日）までとする。

(4) 入札に参加しようとする共同企業体の代表構成員は、他の共同企業体の構成員との間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他この号ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 提出書類(所定の様式による。)

(1) 公募型指名競争入札(共同企業体方式)参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 技術資料

(4) 本件の入札及び見積に関する全ての事項の権限について、構成員から代表構成員へ委任する委任状

4 入札参加申請の受付等

(1) 入札参加申請受付期限

平成30年7月24日(火)午後5時まで

(2) 申請等の提出方法

電子入札システムにより申請し、福知山市公共工事等電子入札運用基準(平成21年制定)第6条に基づき、入札参加申請書、共同企業体協定書及び技術資料を提出すること。

なお、未登録業者は、契約監理課に直接提出するものとする。

5 入札参加者への通知

(1) 指名通知及び非指名通知については、平成30年7月27日に通知予定

(2) 非指名通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求められることができるものとする。

6 入札からの排除

(1) 福知山市暴力団等排除措置要綱(平成23年福知山市告示第126号)に定める入札参加資格停止業者の入札参加資格は、認めない。

(2) 入札参加業者が契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、

当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書（電磁的記録を含む。）を無効とするものとする。

7 入札保証金等

福知山市財務規則（昭和54年福知山市規則第1号）第117条第1項第3号により徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を徴収する。

8 その他

(1) 本案件は、仮契約を締結し、福知山市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

なお、仮契約以後に共同企業体の構成員の要件を欠くことになった場合は、本契約ができないときがあるので、留意のこと。

(2) この公告は、入札参加申請時に必要となる内容までであり、入札に関する詳細事項は、指名通知書の内容によるものとする。

9 問合せ先

福知山市財務部契約監理課

電話 0773-24-7043（直通）

ファックス 0773-23-6537（市庁舎共用）

メール keiyaku■city.fukuchiyama.lg.jp. ただし、■は、@と読み替えること。